**記　　　入　　　要　　　領　（　申　請　）**

別紙様式１又は別紙様式２

１　「医療機関の名称」は、必ず正式名称を記入してください。

２　「担当（変更・追加）しようとする医療の種類」は、次のうち希望するものを記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| (ｱ)　眼科に関する医療  　(ｲ)　耳鼻咽喉科に関する医療  　(ｳ)　口腔に関する医療  　(ｴ)　整形外科に関する医療  　(ｵ)　形成外科に関する医療  　(ｶ)　中枢神経に関する医療  　(ｷ)　脳神経外科に関する医療  　(ｸ)　心臓脈管外科に関する医療 | (ｹ)　心臓移植に関する医療  　(ｺ)　腎臓に関する医療  　(ｻ)　腎移植に関する医療  　(ｼ)　小腸に関する医療  　(ｽ)　肝臓移植に関する医療  　(ｾ)　免疫に関する医療  　(ｿ)　歯科矯正に関する医療 |

３　「主として担当する医師又は歯科医師の氏名」は、医療の種類ごとに記入してください。

　　ただし、歯科矯正に関する医療については、主として担当する歯科医師の常勤・専任の別を明記してください。また、専任の歯科医師を主として担当する医師とする場合は、常勤の歯科医師名も併記してください。

４　「自立支援医療を行うための入院設備の定員」は、医療の種類ごとに記入してください。

別紙様式３

１　「学位」は、専門科目に関する学位の有無を記入してください。

２　「関係学会加入状況」は、加入している学会名及び学会における制度上の資格等（認定医、指導医等）を記入し、その証明（認定医証写）を添付してください。

３　「任免事項」は、次の点に留意し記入してください。

　(ｱ)　医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写を添付してください。

　(ｲ)　病院研究機関等医師又は歯科医師が、勤務し又は研究等のため利用した施設については、関係した専門科名まで必ず記入してください。（例えば○○医科大学眼科学教室又は○○病院眼科のように記入し、○○医科大学、○○病院のように省略しないでください。）

　(ｳ)　勤務先における身分（例えば医長、医員、講師、助手等）を明確に記入してください。

　(ｴ)　非常勤職員については、１か月又は１週間あたりの勤務日数、延時間数を明確に記入してください。

　(ｵ)　２以上に兼務する等の場合は、それぞれの施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記入してください。（例えば○○医科大学整形外科週４日（延○時間勤務）、○○病院週２日（延○時間勤務）等）

　(ｶ)　大学院については、専門コースを明確に記入してください。（例えば○○医科大学大学院医学研究科整形外科学等）

４　経歴書には、指導者氏名、研究テ－マ、研究の内容別（講義の受講、臨床的研究、理論的研究、実習等）期間、従事日数（１か月又は１週間当たり）、その他研究態様を明らかにするための別葉による主任教授等の証明書（別紙様式５）を添付してください。

５　腎臓に関する医療、小腸に関する医療、歯科矯正に関する医療、心臓に関する医療及び肝臓に関する医療を担当しようとする場合は、それぞれ別葉による臨床実績等に関する証明書（別紙様式６・別紙様式７・別紙様式８・別紙様式９・別紙様式10、別紙様式11）を経歴書に添付してください。

別紙様式４

　自立支援医療を行うために必要な設備及び体制には、それぞれの医療で特に必要なものを主に記入してください。また、設備の設置場所がわかるように平面図（見取図）を添付してください。

その他

　別紙様式１又は２の２項の(ｿ)歯科矯正に関する医療の申請において、専任の歯科医師を主として担当する医師とする場合には、併せて常勤の歯科医師の「経歴書（別紙様式３）」「研究内容に関する証明書（別紙様式５）」「口蓋裂の歯科矯正に関する臨床実績証明書（別紙様式８）」「医師免許証の写し」「関係学会加入の証明（認定医証等の写し）」も提出してください。

添付する書類は、拡大・縮小コピーするなど、できるだけ**Ａ４サイズ**でお願いします。

（誓約項目）

　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第３項で準用する同法第36条第３項各号（第１から第３号まで及び第７号を除く）のに該当しないことを誓約すること。

１　第４号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

２　第５号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

３　第５号の２関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

４　第６号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していない。

(1)　指定を取り消された者が法人である場合

　　　取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。

(2)　指定を取り消された者が法人でない場合

　　取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。

５　第８号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して５年を経過していない。

６　第９号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して５年を経過していない。

７　第10号関係

第８号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第８号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して５年を経過していない。

８　第11号関係

　　申請者が、指定の申請前５年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

９　第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第４号から第11号までのいずれかに該当する。

10　第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第４号から第11号までのいずれかに該当する。